

平成26年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成26年12月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年12月11日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	閉会	平成26年12月11日	15時54分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	1番	神前輔行		2番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第1		諮問第2号及び諮問第3号の訂正請求の件
日程第2		総務文教常任委員長報告（付託議案第48、49、50、58、59、60、61、62、63、64、71、72、73、74、76、77、81号議案）
日程第3		厚生産業常任委員長報告（付託議案第51、52、53、54、55、56、57、65、66、67、68、69、70、77、78、79、80号議案） 討論・採決
日程第4	第48号議案	基山町課設置条例の制定について
日程第5	第49号議案	基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について
日程第6	第50号議案	基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
日程第7	第51号議案	基山町地域公共交通会議設置条例の制定について
日程第8	第52号議案	基山町下水道事業減債基金条例の制定について
日程第9	第53号議案	基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
日程第10	第54号議案	基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定について
日程第11	第55号議案	基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定について
日程第12	第56号議案	基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について
日程第13	第57号議案	基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第14	第58号議案	基山町就学指導委員会設置条例の制定について
日程第15	第59号議案	基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第16	第60号議案	基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第17	第61号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第18	第62号議案	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第19	第63号議案	町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

日程第20	第64号議案	基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第21	第65号議案	基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第22	第66号議案	基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第23	第67号議案	基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第24	第68号議案	基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第25	第69号議案	基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について
日程第26	第70号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第27	第71号議案	基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第28	第72号議案	基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第29	第73号議案	基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について
日程第30	第74号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第31	第75号議案	基山町教育委員会委員の任命について
日程第32	第76号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））
日程第33	第77号議案	平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）
日程第34	第78号議案	平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第35	第79号議案	平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第36	第80号議案	平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第37	第81号議案	平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）
日程第38	第82号議案	基山町議会事務局設置条例の一部改正について
日程第39		議会改革特別委員会の中間報告
日程第40		総務文教常任委員長報告（請願第2号 町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願）
日程第41	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第42	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第43 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 意見書案第8号 消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書
- 日程第45 意見書案第9号 40人学級再開検討に反対する意見書
- 日程第46 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生  
産業常任委員会、議会運営委員会）

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
去る9日から休会中の会議を再開し、直ちに開議します。

日程第1 諮問第2号及び諮問第3号の訂正請求の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 諮問第2号及び諮問第3号の訂正請求の件についてを議題とします。

町長から諮問第2号及び諮問第3号の訂正請求がありました。訂正の理由を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんこんにちは。冒頭に本当に申しわけございませんけれども、議案の訂正の請求をさせていただきます。

平成26年12月4日に提出した事件は、下記の理由により訂正いたしたいので、基山町議会会議規則第19条の規定により請求させていただきます。

1件目は、平成26年諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにおいて、職歴の記載に誤りがあったために次のように訂正させていただきます。

「基山町教育委員会教育委員」とございますのを「基山町教育委員会委員」に改めるものでございます。

2件目は、平成26年諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにおきまして、これも職歴の記載に誤りがあったため、訂正をさせていただきたいということです。

内容につきましては、1点、「基山町史編さん室勤務」とありますのを「株式会社ぎょうせい基山町史編さん業務従事」に改めさせていただきたいと。

2点目が、「基山町教育委員会教育委員」を「基山町教育委員会委員」に改めるということでございます。

まことに申しわけございませんけれども、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

町長の訂正の理由説明が終わりましたので、訂正に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私もよく何かのときには履歴書を書いたりしますけれども、今訂正されましたけれども、この履歴書は本来、本人が書いて出されている分だと思うんですね。いや、そうじゃないと言われれば、またそれが問題になるんですけれども、もしこれだったら、訂正したということは、本人に確認はとられていますか。本人のほうから訂正したいという理由があって、今回の場合はこれ訂正されているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

「基山町史編さん室」という名称が正式な名称かどうかということで質問がありましたので、本人にも確認をいたしましたところ、本人自体ははっきりした名称はちょっとわかりませんでしたので、ぎょうせいのほうに確かめてくれということで、担当の係長のほうからぎょうせいのほうに問い合わせをして、訂正をしているところでございます。

本人の意思につきましては、違っていましたので済みませんというようなことでお話はありましたけれども、こちらのほうで正式な名称に訂正させていただくということで了解を得ております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと1点だけ確認をさせてください。この職歴は先ほど重松議員も言われましたけど、基本的に本人が書かれていると思います。そして、こうやって公文書的な扱いになりますので、ちょっと確認をしたいなと思っているのが、非常勤からパートタイム、非正規、全てにおいてこの職歴は記すものなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

職歴については、正規の分については記載するようにしております。ただ、今回についてはある程度公務関係の職歴についたものは記載するというので、基山町にかかわる部分ですので、今回については、この編さん室については記載をいたしているところでござ

います。

ほかに地方公共団体とか、そういう公共的な職務につかれた場合は記載をするというようなことでいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

諮問第3号ですけれども、訂正の内容で、株式会社ぎょうせい基山町史編さん業務ということですが、正式な社員としておつきになったのか、その辺の待遇ですね、どういうふうな形でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

正式な業務については、株式会社ぎょうせいの正式な社員ということではございませんけれども、当時、基山町史を作成しておりますので、株式会社ぎょうせいとしては基山町史の編さん業務について雇用をしたということですので、こういう記載となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それでは、公務ではないわけですね、先ほど公務という言葉が答弁に出たと思うんですけど、それではないですよ。ですから、今、久保山議員がおっしゃったような意味合いですと、この文言が入っていることがいいのか、どうも不都合な部分が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

公務ですので、公務員とか、そういうことに従事したということではなくて、公共的な職務、これも基山町の公共の業務ということで株式会社ぎょうせいのほうに依頼しておりますので、そういう業務についたということで、先ほど申し上げたのはそういう意味でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回も人事案件が4件出ております。諮問が3件ですね。我々履歴書を見て判断をするわけですが、そのところに不確定要素が入ってまいりますと、非常に審議として、出すものも不確定なものがあると我々はどうしようもありませんので、しっかりとした基準を持ってきちんと伝えていただいて、きちんとした資料が出てくるように今後はお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、訂正に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号及び諮問第3号の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。

諮問第2号及び諮問第3号については、訂正を許可します。

### 日程第2～3 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．総務文教常任委員長報告、日程第3．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第48号議案 基山町課設置条例の制定について

第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について



- 第50号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定について
- 第59号議案 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第60号議案 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第63号議案 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 第64号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について
- 第74号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））
- 第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）中  
歳入全般及び歳出所管分
- 第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）

本委員会は、12月8日付け付託された上記の議案を審査の結果、第48、49、50、58、59、60、61、62、63、64、71、72、73、74、76、77、81号議案は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第48、49、58、71、77号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

#### 記

第48号議案 基山町課設置条例の制定について

機構改革に伴い変更される所掌事務係について住民サービスの低下や混乱はないのかと質したところ、広報等で周知を行いサービスの停滞がないように行っていくとの説明を受けた。委員会としては、広報による周知を複数回行うこと、各課、各係がわかりやすいように表示等を検討すること、窓口案内係を設置することなどを要望した。

住民協働推進の体制などに変更はあるのか質したところ、人員、施策の変更はないとの説明を受けた。委員会としては、地区によって協働の取り組みの格差があるので地域担当職員等をもっと活用して協働推進を図るよう要望した。

第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

本会議審議でも協議された社会教育である図書館の所管を町長部局に移管しなかったことについて質したところ、図書館建設中であるので移管をしなかったが図書館完成後に検討したいとの説明を受けた。

第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定について

委員会の開催時期などについて質したところ、委員会は毎年11月に開催し、対象児童・生徒に就学前児童も含め、事前に保育所等で調査を行い、保護者の意向を十分考慮して判断を行っている。対象者の動向については情緒障害児等が増加傾向にあるとの説明を受けた。

第71号議案 基山町町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

大ホールの稼働状況について質したところ、平成25年度は有料での利用が67件、無料での貸し出しが72件（基山町使用を含む）で稼働率は38.7%であるとの説明を受けた。また、今回の使用料見直しによって指定管理者による貸し出しが減少した場合は指定管理料に関して真摯に協議をするとの説明を受けた。委員会としては稼働率を利用総時間数で換算した場合15%になるようなデータもあることから稼働状況が上がるように使用料金を政策的に判断、検討するよう要望した。

第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳入全般及び歳出所管分  
2款1項6目13節 旧役場跡地周辺活性化調査委託料300千円

旧役場跡地周辺活性化調査委託料300千円について調査範囲と内容について質したところ、範囲は町道基山駅前線と県道基山平等寺筑紫野線間の商業地域全体である。調査内容は産学連携事業として、佐賀大学に役場跡地周辺の利用状況を調査し、現状分析を行い、周辺地域利用の可能性について提案をしてもらうとの説明を受けた。

7款1項1目13節 不動産鑑定業務委託料248千円

不動産鑑定業務委託料248千円の業務内容について質したところ、グリーンパーク内町有地2,204㎡の売り払いを行うにあたって課題であった「工場立地法に基づく団地特例の

緑地」については緑地率の緩和を条例制定することで解消し、「上水道及び工業用水道のポンプ施設用地」を確保した残地を売り払うことにした。売り払い時期については、現在条例を作成中で3月議会に上程し可決後の4月以降の予定である。佐賀県東部工業用水水道局の用地を町が確保する根拠について質したところ、東部工業用水水道局との協議でポンプ場施設がなくなれば給水区域から外さざるをえないとの答があった。町としては企業誘致の観点から給水区域の確保のためとの説明を受けた。町有地売り払い方法と簿価について質したところ、公募により売り払い、簿価は平成7年地域振興整備公団から43,867千円で購入し、平成20年度まで土地開発基金として保有、平成20年度末に利息、管理料等を加算した55,433,550円で買い戻した。売り払い価格は買い戻した金額になるのかと質したところ、毎年地価が下がっており不動産鑑定の結果により決定するとの説明を受けた。

7款1項2目13節 委託料2,112千円

基山公園施設現状調査業務委託料2,112千円について来年度の基肄城築造1350年事業に間に合うのかと質したところ、調査結果により展望台の改修を行うことになれば間に合わせるとの説明を受けた。

以上で委員会の報告を終わります。

#### ○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定について

第52号議案 基山町下水道事業減災基金条例の制定について

第53号議案 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について

第54号議案 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定について

第55号議案 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定について

第56号議案 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について

第57号議案 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第65号議案 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について

第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第69号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について

第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳出所管分

第78号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第79号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月8日付け付託された上記の議案を審査の結果、第51、52、53、54、55、56、57、65、66、67、68、69、70、77、78、79、80号議案は原案を可決・承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第51、67、77号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

#### 記

第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定について

地域公共交通会議における今後の広域連携について質したところ、鳥栖市には弥生が丘地区への乗入れの要望を文書で申入れをしている。小郡市とは「あすてらす」への接続や甘木鉄道との連携、筑紫野市とは国道3号線側のけやき台駅のバリアフリー化などでの連携、NPO等の個人自動車の運送事業等も考えられるとの説明を受けた。

基山町と鳥栖市の協議で問題点は何かと質したところ、運賃が基山町は100円、鳥栖市は200円であり、その調整は必要になると説明を受けた。

自治体の枠を越えて地域公共交通会議の設置は可能なのか質したところ、佐賀県でも「身近な公共交通」の施策を進めている。運行主体の西鉄バスの意見を聞く中で、鳥栖・三養基1市3町で話し合いが進んでいくと思うとの説明を受けた。

今後、高齢化社会において身近な公共交通確保は重要施策であり、広域連携での取り組みを調査・研究、実行できるように要望した。

第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

放課後児童支援員として、主任支援員及び支援員を支援員の単位ごとに2人以上置くとの条例改正について、具体的にどのような配置になるのか質したところ、児童数40人に対して2人以上の支援員の配置になっている。具体的には基山小学校のひまわり教室で

はAクラス（1階）・Bクラス（2階）は定員数が60人であるので、児童30人を1単位として、A・Bクラスとも4人の支援員の配置を考えているとの説明を受けた。

主任支援員の配置について質したところ、各クラスに最低1人以上の配置計画であるとの説明を受けた。

現在の放課後児童クラブ指導員との意見交換で出された改善策等については、真摯に検討されるように要望した。

第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分歳出所管分  
歳出

3款2項1目20節 たんぽぽ保育園運営費 13,982千円

たんぽぽ保育園の運営費13,982千円追加について質したところ、児童数が101人から125人に増加したためであるとの説明を受けた。また、たんぽぽ保育園と基山保育園で受け入れている広域入所は、10人（鳥栖市4人、筑紫野市3人、小郡市1人、久留米市1人、太宰府市1人）との説明を受けた。

今後の保育事業のあり方で、基山保育園の入所児童数と今後の見通しについて質したところ、基山保育園入所児童数は232人で、平成27年度からたんぽぽ保育園の定員数140人、基山保育園の定員数250人合計390人だが、平成29年度をピークとした入所児童数には対応できるとの説明を受けた。

子育てしやすい町「基山町」の定住促進を進めるために、公立保育園事業として休日保育や病後児保育、また子育て支援センターの設置を要望した。

6款1項3目13節 九州の食EXPO出展サポート業務委託料 70千円

19節 九州の食EXPO出展負担金 33千円

九州の食EXPO出展について内容を質したところ、来年3月に北九州で開催される九州の食EXPOに基山町の農産物、加工物の展示ブース3か所を確保し、農産物のお茶、米、味噌、酒、手づくりハム、お菓子等を展示する予定との説明を受けた。

来年4月からは機構改革で、まちづくり課や六次産業推進室も設置される予定であり、今後の農業振興に協力体制で取り組んでいくように要望した。

以上をもちまして、厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

次に、討論・採決を行います。

#### 日程第4 第48号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第48号議案 基山町課設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第48号議案に対する討論を終結します。

第48号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第5 第49号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第49号議案に対する討論を終結します。

第49号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第6 第50号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．第50号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第50号議案に対する討論を終結します。

第50号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第7 第51号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第51号議案に対する討論を終結します。

第51号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第8 第52号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第52号議案 基山町下水道事業減債基金条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第52号議案に対する討論を終結します。

第52号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第9 第53号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第53号議案 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第53号議案に対する討論を終結します。

第53号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第10 第54号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第54号議案 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第54号議案に対する討論を終結します。

第54号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

日程第11 第55号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第55号議案 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第55号議案に対する討論を終結します。

第55号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

日程第12 第56号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第56号議案 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第56号議案に対する討論を終結します。

第56号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

### 日程第13 第57号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第57号議案 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第57号議案に対する討論を終結します。

第57号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

### 日程第14 第58号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第58号議案に対する討論を終結します。

第58号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

### 日程第15 第59号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第59号議案 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第59号議案に対する討論を終結します。

第59号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第16 第60号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第60号議案 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第60号議案に対する討論を終結します。

第60号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第17 第61号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての討論を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、条例は町民にわかりやすくするというのがまず第1点になければならないというふうに私は思っています。そういう中で、議会の中で非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の見直しをという意見が出ているのは私も承知をしております。しかし、今回みたいな見直しを本当に求めたのかという、私はそうではないというふうに思っています。例えば、基山町は行政の区域割をして区を設置しておりますけれども、基山町行政区区域審議会の設置条例はありますけれども、区を設置する条例はありません。また、区長等の設置及び事務委嘱に関する規則、第4条で区長等には条例で定めるところにより報酬を支給するというのみの規則があるだけであります。今回の条例は、区長及び区長代理も含めてですけれども、例えば、交通安全指導員、環境美化推進員、公民館長、副公民館長、スポーツ推進委員など、特別職の職員で報酬は町長が別に定めることができると明記しているだけになっています。非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例、施行規則では定めておりますけれども、規則の制定権者は町長であり、条例の制定権者がこの議会でもあるわけです。私は、そういった意味においては、町の重要な役割を担っている附属機関の委員、または特別職の職員も含めて、きちんとした条例で明記しておくのが大変大事だというふうに思っています。

今回の議案を否決したとしても、特別職の報酬及び費用弁償に関することについては何ら問題はありません。この条例を否決し、そしてもう一度調査研究をしていただいて、町民にわかりやすく、また議員にもわかりやすくなるような再提出を求めて私は反対をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第61号議案に対する討論を終結します。

第61号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第18 第62号議案

##### ○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。後藤議員。

##### ○7番（後藤信八君）（登壇）

7番議員の後藤でございます。第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する議案について、反対の立場で討論を行います。

本案は、人事院勧告の趣旨に基づき議員の期末手当の引き上げを行うものでありますが、以下の理由で反対をいたします。

人事院勧告では、一般職の公務員の職員について、26年度においては給与の0.3%引き上げ及び勤勉手当の0.15カ月引き上げを行うが、一方で、27年以降は民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて、給与制度の総合的見直しにより、平均で2%、最大4%もの引き下げが行われることになっており、職員の皆さんについては26年度の引き上げと27年度からの引き下げがセットになっております。また、国の大臣等の特別職も27年度から2%引き下げがセットになっております。

しかるに、本案及び63号議案にある特別職については、町の報酬等審議会の答申があるとはいえ、審議会には報酬給与については諮問をしておらず、27年度からの報酬給与等の見直しを検討しないまま期末手当の引き上げのみを行うものであり、町民感情から見ても到底受け入れられるものではないと考えます。

また、私は25年度に震災対応に基づく国からの給与削減要請に応じて、全職員の皆さんが平均5.8%、最大7.3%の給与カットをされた際に、非常勤特別職とはいえ、議員を対象にしなかったことを私自身は強く反省をいたしておりまして、その意味からも本案に反対するものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

##### ○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

##### ○6番（重松一徳君）（登壇）

第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、

賛成の立場で討論したいと思っています。

今反対理由を言われました。私もこの反対理由、全く否定するつもりはありません。それぞれの捉え方にもよります。ただ、給与と報酬の性質的な違い、これは私物すごく今感じているところでもあります。私ども自身が報酬について決める立場でもあるだけに、より慎重にしなければならないというのは実は私も思っています。

ただ、私どもみずからが議会改革をする中で、報酬の見直しも随分やってきたというふうに感じています。そして、先ほど東日本大震災の財源復興の話も出ましたけれども、これこそまさしく特例措置で、国が力でやってきた政策ではなかったのかなど。人事院がこれについては異議があるというのも出ましたし、国の国家公務員に対して、この特例措置でしたのを政権が変わる中で、今度は地方の公務員に対してもこれを反強要してきたと。その反強要するのが、1つ問題があったのは、平成25年度の地方交付税を減額すると、これがセットでされたという部分では、議会の中でも審議したというふうに私は思っています。

そういう中で、議会改革を進める中にも先ほど言いましたように、私ども22年に議会改革特別委員会を設置してさまざまな見直しを行ってきました。その1つとして、費用弁償の中の出席旅費については廃止をするというふうにしました。これによって、年間議員約10万円の費用が減額されたというふうに思っています。私はそれについて賛成しました。これはなぜかというと、議員には報酬があり、そして、この狭い基山町の中で出席旅費は必要ではないというのがありましたので、それもしてきたと、そういう改革もしてきたというふうに思っています。そういうのを含めて、私ども自身が特別職でもありますし、これは町長、副町長も含めてですけども、町民に対して説明責任があるというふうに思っています。当然費用についても、報酬についてもあるというふうに私は思っています。

そして私が平成25年度、じゃ、私自身が幾ら報酬をいただいたのかというのを調べてみました。基山町から401万7,442円、筑紫野・小郡・基山施設清掃組合に議員として入っていますから、年間14万3,000円、合計議員としての報酬が416万442円です。これが高いのか低いのかというのは私は判断できません。町民が判断してくれるというふうに思っています。この報酬をもらうということで、私は議員活動、そしてまた議会としての活動も含めて、報酬に恥じない活動を議員みずからがするというので、この報酬に対して、また私たちがお返しをしていくというふうな発想を私は持つべきなんだというふうに思っています。

私は今回の議案に対して、胸を張って、この議員報酬を認めて、そして、この引き上げ分

も含めて、私たちの働きによって町民に恩返しをしていくのが私は最もいいのではないのかというふうに思っています。

そういう意味も踏まえまして、今回の第62号議案には賛成をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第62号議案に対する討論を終結します。

第62号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立少数と認めます。よって、本案は否決されました。

#### 日程第19 第63号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 第63号議案 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第63号議案に対する討論を終結します。

第63号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第20 第64号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 第64号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第64号議案に対する討論を終結します。

第64号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第21 第65号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 第65号議案 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第65号議案に対する討論を終結します。

第65号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第22 第66号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正についての討論を行います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第66号議案に対する討論を終結します。

第66号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第23 第67号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第23. 第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第67号議案に対する討論を終結します。

第67号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第24 第68号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第24. 第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第68号議案に対する討論を終結します。

第68号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第25 第69号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第25. 第69号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第69号議案に対する討論を終結します。

第69号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第26 第70号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第26. 第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第70号議案に対する討論を終結します。

第70号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

日程第27 第71号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第27. 第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

河野保久議員、久保山義明議員から修正の動議が提出されていますので、これから配付します。

〔修正案配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの修正案を本案とあわせて議題とし、修正案提出者の趣旨説明を求めます。久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についての修正案に対する提案理由を述べさせていただきます。

まず、原案中の機構改革における条例改正については賛成の立場をとるために、あえて反対ではなく修正という形をとらせていただきました。また、使用料、基本料見直しの基本方針についても賛成の立場を前提としております。しかし、今回の条例改正に当たり、現場の管理業務を行う指定管理者、定期的な利用を行う文化協会、所管の教育学習課及び財政課との協議が一切なされないまま上程に至っていることは問題であるとの判断から、修正動議とさせていただきます。

つまり、教育学習課及び教育委員会は、使用料、基本料の見直しをベースとしながらも、今回の条例改正においてどんな問題が想定されるかを指定管理者、文化協会等の利用者など、現場サイドから意見聴取されていないという認識を持たれていることは問題であると認識せざるを得ません。また、基本的に基山町民会館設置及び管理に関する条例の第21条利用料金、3項には「利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。」とあり、指定管理者が定める事項を今回の基本方針をそのまま提示していること。さらに、パブリックコメントにも同様の意見が出されており、そのパブリックコメントへの回答が出されていない状況の中で、この議

案に対し賛否を問うことに疑義があるとの認識から修正案の提出となった次第であります。

また、総務文教常任委員会において提出された審査報告書にもありますように、大ホールの使用稼働率を上げるための政策的な協議の開催についても、3年ごとの見直しではなく、備考に記されている細かなルール、さらに使用料改定に至った経緯、1時間単位での貸し出しとなったことへの対応、大ホール使用料における利用金設定、その他附属設備使用料の問題、老朽化、不備も含め、早急に協議の場を開催するためにも、あえて今回の修正動議に至った次第であることをつけ加えさせていただきます。

よって、以上の諸問題が解決されるまで別紙のとおり修正案を提出いたしました。

議員各位におかれましては、これらのことを鑑み、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで2時50分まで休憩します。

～午後2時30分 休憩～

～午後2時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

修正案の趣旨説明がありました。修正案に対する質疑を行います。大山議員。

○8番（大山勝代君）

済みません、修正案がここに出てきているので。下の4行ですが、「別表第1の改正規定を削る。」、別表第2、別表第3、「附則第2項を削る。」とありますけれども、具体的に原案の74ページ、75ページ、76ページのどれを削るのか教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

大山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の修正案、第7条と第21条の中に機構改革に関する項目がございます。それと同時に、別表第1から別表第3という鍵括弧の文言がありますので、今回の修正は、この別表第1から別表第3というものを修正し、教育委員会を町長に改めるという文言だけを残し

ております。そして、質問がありましたように、74ページから76ページまでのどれをというふうなことでした。具体的に言えば、74ページ、下から3行目、「別表第1を次のように改める。」という文言から附則の上にあります「に改め、同表を別表2とする。」というところまで、全てを削除するということであります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そしたら、この75ページの諸室の使用料が細かいところで時間で書かれていますけど、これも全部削るということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

大山議員の御質問、諸室の使用料も全て削るのかという御質問だったと思います。そのとおりです。諸室の使用料も全て削ります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

こういう大きな問題が8日の議案審議のときになぜ出なかったのかという疑問を持ちますが、それはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

8日の議案審議のときになぜこの質問をしなかったかということでございます。

私も議案審議の際に、大ホールの使用料の問題、また指定管理者等が常々言われていることを念頭に質問をさせていただきましたけれども、議案審議に関しては3回までしか質問ができません。その中で、まず私は議案審議の中でそういった質問をさせていただきましたけれども、実は、その審査が終わった後、それこそいろんな方にお話を聞いてまいりました。文化協会の代表者の方を含め、指定管理者、また通常から町民会館を利用されている利用者の方々、いろんな方の御意見をお聞きした中で、全く自分たちの思いというのが反映されな

い。ましては——細かいことまで私はここで言うつもりはありませんけれども、1時間単位になった際にどういったトラブルが発生するのか、どういった混乱を来すことが懸念されるのかということさえも話し合われていないというふうにお聞きしました。また、実際にパブリックコメントによって提出されている文言の中にも、そういった文言が記されております。私は1時間置きにするのも、当然財政課、教育学習課、指定管理者、文化協会の方々とある程度話があった上で上程をされているものと思っていましたけれども、お話をお伺いする限り、全くそういう協議の場としてはなかったというふうに認識をされております。さすがにこの状態では、このまま私たちが議会を通して、さらにその問題を、トラブルを助長させるようなことはあってはならないという思いで今回の修正動議となりました。

以上でお答えとします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今、久保山議員の説明では、利用者、関係者でありますけれども、教育委員会の意見は聴取されたんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

品川議員のほうからの御質問で、教育委員会からの意見聴取はされたのかということでしたけれども、それこそ議案に係ることでしたので、教育委員会からの話は聞いておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

中身的なことも、私大変わからない部分も実は少しあるんですけれども、それこそ、久保山議員は私と一緒に厚生産業委員会に所属しておりますので、総務のほうの審査には入っていませんけれども、同じ発議者で、河野議員は総務文教常任委員会の中に入っています。この議案は総務文教常任委員会の中にかかっています。当然、河野議員はこの内容についても審査に諮っているのが当然だというふうに思います。これについて、河野議員がどのような形で総務文教常任委員会の中で問題提起をされて、これについて、教育委員会ないし町長、

担当課長、どのような答弁をされているのか、私たち厚生産業常任委員会に所属している議員はわかりません。これについて、河野議員のほうから説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）（登壇）

質問にお答えいたします。

私は総務文教常任委員会の委員として、大ホールの有効利用ということは、1つに指定管理者の今後を占う意味でも落とすことはできないという見地で、使用料のことからの比較を含めて高いと感じているのかどうなのか。

それから、例えば、減ったときに教育委員会としては指定管理者の方々の立場を考慮して話し合いする場を持てるのか、そういうことも含めて使用料を下げてはならないという見地でいろいろ質問いたしました。

その中で、一番腑に落ちなかったのは、それでは、使用料を上げて利用が落ちた場合に、じゃ、検討はいつされるんですかという答えの中で、3年間後には検討しますという答えしかなかった。それでは、じゃ、実際にそれまで使用料が落ちたらどうなのか、落ちちゃって、それをもとに戻すには今以上の努力が要るのではないかと。僕も、それから後、またいろいろと久保山議員とは別のところでいろいろな方とお話をさせていただいたときに、こういう形もあるんだということが久保山議員のほうからの呼びかけもございまして、そういうことなら、その趣旨で賛同して、もう一回やはり指定管理者の方々としっかり話をさせていただくことが重要なことだなと、これは今後の指定管理者制度を見直す上でも、しっかりやっていただいてから料金のそういうことに踏み込んでいいのではないかなと判断して賛成いたしました。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

なぜここを聞くのかと言えば、やっぱり委員会が専門的に設置して、その中で審査をするというのがあるだけに、今聞く限りにおいては、ちょっと審査が不十分だったのではないのかなというふうにならざるを得ない。しかし、これはそれぞれの委員会が責任持ってすることですので、私がこう言えばちょっと誤解を招くかもしれませんが、なぜこういうの

を言うかということ、私もいろんな人に、これは実は聞きました。利用している人の意見もあれば、今から利用する人の意見もあれば、それこそ町民の方、わかりやすいという人もいますね。1時間単位だからわかりやすいかもしれないよと。大ホールとかは逆に言えば、1時間ではなかなか借りれなくて、2時間、3時間借りる人がいるけれども、それ以外の例えば、小ホールとか会議室、こちらのほうがやっぱりわかりやすいですね。だから、ここが全く、例えば、先ほどから言われます文化協会、いろんな部分でそれぞれ会議で使う人によっては捉え方も違うのではないのかなというふうに思うんですね。この辺も私は、今回の場合は審査をしておかなければならなかったし、当然ここも今回全部全てにおいて改正前に戻すということですから、本当にこれでいいのかなという疑問があります。久保山議員と河野議員両方にちょっとお伺いいたしますけれども、全部これを変えるということで、じゃ、改めて見直すという場合ですね、このままでずっといいというふうに思っているわけではないと思いますけれども、また見直すという場合に、じゃ、何を主体として見直すのか。ただ文化協会の意見、指定管理者の意見を聞いて、そこだけで見直しをするのか。この辺どのようにお考えなのか質問します。

**○議長（鳥飼勝美君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）（登壇）**

重松議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに言われるように、さまざまな御意見があると思います。それを文化協会の代表者、また指定管理者だけの協議でとどめていいのかという御意見もごもっともだと思います。

ただ、先ほど私提案理由の中で言いましたように、条例の第21条、利用料金の中では、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるというふうにあります。指定管理者が定める事項であるにもかかわらず、指定管理者からかなり不安というか、不満も含めたところのパブリックコメントが上がっております。ということは、いかに協議の場が不足しているか、もうここに尽きると思います。ですから、じゃ、これを協議して結果的にどうかということに対しては、結果的に今回の上程どおりの金額になるかもしれません。しかし、もっともっとやっぱり話し合う時間、要するに、私は先ほどから言っていますように、財政課における使用料、基本料見直しの基本方針については賛成の立場です。やはりそこはきちんとしたベースを持たなければいけません。しかし、こういう政策的なものも含めて、その案を



そのまま提示するのではなく、やはりいろんな方と協議をして、最終的に町としてどうするか。指定管理者としてどうするかということを決めた上で、町民のほうにその使用料を求めるということをやらないと、一方的な感覚で物事を捉えているようであれば、せっかく日本の、そして基山の文化を育む大事な場所です。その大事な場所において、いろんなぎくしゃくした関係が生まれることは、やはり私たちは避けなければいけないと思います。よって、今回は、この別表に関する項目を一旦削除し、そしてできるだけ早い段階で協議をしていただいて、そしてできるだけ早い段階で使用料の改定を改めて提出していただきたいというふうに思って、今回の修正案の提出に至っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

関連して、今の発言に関して執行部の意見を聞いてもよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

それはちょっと聞けません、執行部は。

○7番（後藤信八君）続

いやいや、委員長報告とかと違うから、議案に関する話でしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

その内容についても。

○7番（後藤信八君）続

修正提案に対しては聞けない。

○議長（鳥飼勝美君）

それは聞けません。

○7番（後藤信八君）続

いや、委員長報告なんかは執行部に対する質問はなしと聞いているんだけど、だめですか。

○議長（鳥飼勝美君）

はい、だめです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩します。

～午後3時6分 休憩～

～午後3時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

71号議案に対する質疑を続けます。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、質疑を終わります。

第71号議案の修正案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、修正案に対する討論を終わります。

次に、第71号議案の原案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、原案に対する討論を終わります。

第71号議案を採決します。

本案に対する議員2名から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立少数と認めます。よって、本案の修正案は否決されました。

次に、第71号議案の原案について採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は可決です。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第28 第72号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第28. 第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第72号議案に対する討論を終結します。

第72号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第29 第73号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第29. 第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第73号議案に対する討論を終結します。

第73号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第30 第74号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第30. 第74号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第74号議案に対する討論を終結します。

第74号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第31 第75号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第31. 第75号議案 基山町教育委員会委員の任命についての討論を行います。

本件については、本人が議場に在席ですので、大串教育長の退席を求めます。

〔大串教育長 退場〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

討論はないようですので、第75号議案に対する討論を終結します。

第75号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は、投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は議長を除き11名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に神前輔行議員と久保山義明議員を指名します。

ここで投票上の注意を行います。同意票は○、不同意票は×、白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同意票 3票

不同意票 8票

よって、本案は不同意することに決定しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長の入場を求めます。

〔大串教育長 入場〕

**日程第32 第76号議案**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第32. 第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第76号議案に対する討論を終結します。

第76号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

**日程第33 第77号議案**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第33. 第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第77号議案に対する討論を終結します。

第77号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告及び厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第34 第78号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第34. 第78号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第78号議案に対する討論を終結します。

第78号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第35 第79号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第35. 第79号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第79号議案に対する討論を終結します。

第79号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第36 第80号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第36. 第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第80号議案に対する討論を終結します。

第80号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第37 第81号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第37. 第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第81号議案に対する討論を終結します。

第81号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 日程第38 第82号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第38. 第82号議案 基山町議会事務局設置条例の一部改正についてを議題とします。

品川義則議員の提案理由説明を求めます。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）



それでは、第82号議案の提案理由の説明をいたします。

提案理由は、基山町例規集の例規について、根拠法令等の整合性、例規の表記、用語、用字の内容の確認等を行い、関係条例を整備するため、基山町議会事務局設置条例を改正する必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

提案理由の説明が終わりましたので、第82号議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第82号議案に対する質疑を終わります。

第82号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第82号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、本案は可決されました。

### 日程第39 議会改革特別委員会の中間報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第39. 議会改革特別委員会の中間報告を議題とします。久保山議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（久保山義明君）（登壇）

#### 基山町議会改革特別委員会（第3次）中間報告書

本委員会は、平成24年3月7日の本会議において第3次の議会改革特別委員会として設置され、平成25年2月4日に中間報告を行っております。報告の大項目中、現行どおりとするもの及びその他の項目以外について、委員会で状況確認と審査を行いました。さらに継続を要する項目があると決しましたので会議規則第46条の規定により第2回中間報告をします。

なお、調査・審査の経緯は次のとおりです。

#### 記

上記中間報告の中の1. すぐに取り組む項目 2. 早急に改革を実施する項目の以上の2つ

の項目については、改革が進んでいることを確認した。議会政策協議会の設置については、議会運営委員会の継続事項であり、来期に向けて検討課題とすることになった。

3. 今後検討する項目 4. 今後の検討課題とする項目の中から以下4件の検討を行った。

(1) 広報広聴委員会の設置

広報業務の議会だよりは年4回発行ではあるが、業務が常態化している。また、議会報告会等の開催や議会が広く町民の意見を聴く機会を設けること、また情報の発信等を所掌事務として明確にし、平成27年4月から常任委員会とする。

(2) 議員定数の見直し

(3) 議員報酬の見直し

今回は、現行のままでいくことになった。この件については、賛否両論の意見があった。

(2) 議員定数の見直しについては、現在欠員のまま活動を行ってきたが支障がなく、定数に明確な根拠はない。改革をアピールするのであれば減らすこともある。住民は現状で議会を見ており、評価は町民がするものと思われるため、実態に合わせた定数にすべきであり、議員一人一人の力が大事となると考える。といった議員定数削減の意見があったが、逆に12人の活動しかできていないのではないか。議会の役割は、行政のチェック機能だけでなく、提案が大事であり、減らすことで機能が低下する恐れがあるため現状維持でよい。といった意見も同時にあった。結果、第3次議会改革特別委員会では、現状維持のまま、来期へと引き継ぎ、連続して審査を行う旨を確認した。

(3) 議員報酬の見直しについては、次のような意見があった。

定数を減らすことで報酬を上げる機会でもある。若い人が議員になるためにも報酬を上げることが求められるが、報酬を上げる環境にあるのかといった議論がなされ、議員定数現状維持であれば、報酬も据え置くことは当然であり、また、議員のみで報酬の議論はできないとの意見があった。

結果、第3次議会改革特別委員会では現状維持のまま、来期へと引き継ぎ、継続して審査を行う旨を確認した。

(4) 議場への国旗掲揚

議場は公の場、いろいろな思想信条にかかわる国旗を掲げるのはどうか。議場は議論をする場であり儀式をする場ではないので国旗掲揚は不要という意見と国の憲法、法の

もとに地方自治体は存在し、逆に議場に国旗がないことに違和感を感じる。視察先でも多くの議場に国旗と市町旗が掲揚されており、戦争と結び付けて国旗の扱いを語るのはいかがという賛否の議論があった。

結果、来期に向けて議論を継続することでまとまった。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

**日程第40 総務文教常任委員長報告（請願第2号 町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願）**

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、日程第40 請願審査に関し総務文教常任委員長報告を議題とします。品川総務文教常任委員長。

**○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）**

それでは、総務文教常任委員会に付託されておりました請願の審査の報告をいたします。

本委員会に付託されましたのは、請願書番号、受理番号2番、付託年月日、平成26年11月10日、請願の件名は、町有地普通財産の事業用地の取得に関する請願、要旨として、事業用地取得に関し、いち早く町の回答を促すこと。審査の結果、請願要旨である町の回答を早急に促すということについて、平成26年11月17日付で町の回答が請願者に通知されていることから議決を要しないということで、議決不要というふうに審査の結果となりました。

以上で請願審査報告を終わります。

**日程第41 諮問第1号**

**○議長（鳥飼勝美君）**

日程第41. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

ないようですので、討論を終わります。

諮問第1号については、意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は意見なしと決しました。

#### 日程第42 諮問第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第42. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、  
本案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第2号については、意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は意見なしと決しました。

#### 日程第43 諮問第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第43. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、  
本案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

諮問第3号については、意見なしと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は意見なしと決しました。

#### 日程第44 意見書案第8号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第44. 意見書案第8号 消費税10%への引き上げ中止を求める意見書を議題とします。  
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

意見書第8号を採択とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立少数と認めます。よって、意見書案第8号を不採択と決しました。

#### 日程第45 意見書案第9号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第45. 意見書案第9号 40人学級再開検討に反対する意見書を議題とします。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書案第9号を採択とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第9号は採択と決しました。

#### 日程第46 所管事務等の調査について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第46. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務等の調査についてに記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、平成26年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午後3時54分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥飼勝美

基山町議会議員 神前輔行

基山町議会議員 久保山義明